

青森県報

第二千五百五十九号

平成十七年
十一月二十五日
(金曜日)

目 次

告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(健康福祉課)	一
生活保護法による医療機関の指定	(同)	一
生活保護法による介護機関の指定	(同)	一
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	(同)	二
生活保護法による指定施術者の施術所の廃止の届出	(同)	二
生活保護法による施術者の指定	(同)	三
生活保護法による指定施術者の住所並びに施術所の名称及び所在地変更の届出	(同)	三
結核予防法による医療機関の指定	(保健衛生課)	三
介護保険法による居宅サービス事業者の指定	(高齢福祉課)	三
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定	(同)	四
特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生	(団体経営課)	四
道路の区域の変更	(道路課)	四
漁船保険付保義務の発生	(下北地方農林水産事務所)	五
公 告	(青森県土整備事務所)	五
建設業者の許可の取消し	(同)	六
右 同	(同)	六
右 同	(同)	六

告

示

右 同	(同)	六
右 同	(同)	六
右 同	(同)	六
右 同	(同)	七
右 同	(同)	七
右 同	(同)	七

青森県告示第八百八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十七年十一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
片野クリニク	弘前市大字外崎五丁目二の七	平成二七・一三
山谷内科医院	黒石市大字温湯字上川原七の一	一七・一三
小関内科胃腸科医院	青森市古川三丁目一三の四	一七・九三
片桐内科医院	青森市浪打一丁目一の一	〃

青森県告示第八百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十七年十一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
山谷胃腸科内科 仲條歯科医院	黒石市大字温湯字上川原七の一〇 青森市新町二丁目八の二〇 柳ビル二F	平成一七・八・三 一七・九・一
青葉こころのクリニック 三戸眼科 片桐内科医院 のぶデンタルクリニック はるひと診療所	青森市青葉一丁目二の二八 青森市大字浪館字志田二四 青森市浪打一丁目二の二一八 八戸市類家五丁目三八の一八 十和田市稲生町一五の三 稲本第一ビル一F	一七・一〇・一 " " " " " " " "
ひろさき西北歯科 あおば薬局 小林泌尿器科 いちのへ耳鼻科 ひろし歯科 アップル調剤薬局五所川原	弘前市大字浜の町西二丁目四の一 青森市青葉一丁目二の三五 弘前市大字富野町二二 五所川原市字下り枝一七の一 五所川原市字幾世森二四の三 五所川原市字下り枝一四の一	" " " " 一七・二・一 " " " "

青森県告示第八百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十七年十一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	居宅介護事業者	居宅介護事業所	指定年月日
株式会社コムスン 東京港区六本木一丁目一〇の六 六本木ビルズ森タワー	訪問入浴	株式会社コムスン八戸ケアセンター	平成一七・九・三
名称	居宅介護事業者	所在地	指定年月日
名称	居宅介護事業者	所在地	指定年月日
名称	居宅介護事業者	所在地	指定年月日

倉石ハートネス株式会社	三戸郡五戸町大字倉石中町字上平一の一	認知症対応型共同生活介護	グループホームいこくま荘	下北郡風間浦村大字易国間字大川目一七の二	一七・一〇・二五
-------------	--------------------	--------------	--------------	----------------------	----------

青森県告示第八百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十五条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十七年十一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所在地	名称	所在地	廃止年月日
有限会社友情	黒石市大字上町二五の二	居宅支援「ゆうじょう」	黒石市大字上町二五の二	平成一七・九・三〇

青森県告示第八百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定施術者から施術所を廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十七年十一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
館坂 真一	十和田市西六番町三の二九	館坂接骨院	十和田市西六番町三の二九	平成一七・九・二五

青森県告示第八百八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十七年十一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	指 定 年月日
館坂 暢仁	十和田市西六番町三の二九	館坂接骨院	十和田市西六番町三の二九	平成二七・九・三六

青森県告示第八百八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定施術者から住所並びに施術所の名称及び所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十七年十一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	氏名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	変 更 年月日
変更前	中田 吉信	弘前市大字松原東四丁目八の一	松原整骨院	弘前市大字松原東四丁目八の一	平成一四・四・八
変更後		弘前市大字山崎一丁目四の二	城南整骨院	弘前市大字山崎一丁目四の二	

青森県告示第八百八十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法

第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第一項の規定により告示する。

平成十七年十一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年月日
アップル調剤薬局五所川原	五所川原市下り枝一四の一	平成二七・二・一

青森県告示第八百八十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十七年十一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は 氏名又は 名称又は	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ビスの種 類	居宅サ ビス事業を 行 う 事 業 所	指 定 年月日
社会福祉法人宏仁会	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目一〇の六 ズ森タワー	訪問介護	株式会社コムスン十和田相坂ケアセンター	平成二七・二・二四
東津軽郡平内町大字小湊字薬師堂六三の二三	通所介護	ケアサポートセンター	ケアサポートセンター	東津軽郡平内町大字東田沢	"

青森県告示第八百九十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次とおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成十七年十一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業を行う事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
社会福祉法人つがる三和会	弘前市大字三和字上恋塚一九	居宅介護支援事業所和つぶる	南津軽郡尾上町大字中佐渡字上石田三六の一	平成 一七・二・二四
有限会社とわたサンライフ企画	十和田市大字奥瀬字立石二〇二の一	居宅介護支援事業所和つぶる	十和田市大字奥瀬字立石二〇二の一	一七・二・二五

青森県告示第八百九十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めためたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項

の規定により公示する。

平成十七年十一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）		区	域	区分
八戸市大字市川町字下大谷地二の五		市川区域		専らほつき貝 けた網漁業を 営む漁業
木田 茂美	八戸市大字市川町字堂の下三六の三			
工藤 末松	八戸市大字市川町字下中平沖三五の二			1及び2に掲 げる漁業以外 の漁業
石田 長吉	八戸市大字市川町字下中平沖三五の二			
木村 定美				

青森県告示第八百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十七年十二月二十四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十七年十一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間	変更 前後	敷地 の幅員	敷地 の延長	備考
1	県 道	大鰐浪岡線	南津軽郡平賀町大字吹上字高田八四の一から 黒石市追子野木三丁目四三三の一まで 南津軽郡平賀町大字吹上字高田八四の二から 黒石市大字中川字篠村三七の一まで 南津軽郡平賀町大字吹上字高田八四の一から 黒石市大字中川字篠村三七の一まで	前 後	一五・五〇メートルから 一六・五〇メートルまで 二五・五〇メートルから 二六・五〇メートルまで	七、四四二・八〇メートル 七、六三三・九〇メートル 七、四四二・八〇メートル	

4	3	2
県 道	県 道	県 道
平賀停車場 本町線	弘前平賀線	尾上停車場 線
南津軽郡平賀町大字本町字平野九五の一まで	弘前市大字福村字早稲田一の一から 南津軽郡平賀町大字光城三丁目五四の二まで	南津軽郡尾上町大字原字大野四四の一から 南津軽郡尾上町大字高木字原富五〇の二まで
後	前	後
一六・〇〇メートルから 一六・〇〇メートルまで	四八・〇〇メートルから 四八・〇〇メートルまで	一七・五〇メートルから 一七・五〇メートルまで
三五九・〇〇メートル	二二四・九〇メートル	四、〇六五・七〇メートル
		四、八七〇・三〇メートル
		一七七・五〇メートル

青森県告示第八百九十三号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認めため、同法第一百二十二条の二第三項の規定により公示する。

平成十七年十一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
下北郡大間町大字大間字下手道三八番地三 泉 徳 實	大 間
下北郡大間町大字大間字大間平三二番地一七九 金 澤 綱 良	
下北郡大間町大字大間字割石七番地一〇 菊 池 爲 作	

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年十一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 青森東北樹脂株式会社
- 二 代表者の氏名 丹藤 政昭
- 三 主たる営業所の所在地 青森市富田四丁目二八の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般・一）第九九〇三号
- 五 取消年月日 平成十七年十一月一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、とび・土工、塗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十七年十月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

り確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年十一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 黒石工業

二 氏名 黒石 竜一

三 主たる営業所の所在地 青森市富田五丁目二〇の二一

四 許可番号 青森県知事許可（般・一三）第一〇〇〇三九号

五 取消年月日 平成十七年十一月八日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十五年一月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年十一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 田中水道

二 氏名 田中 武志

三 主たる営業所の所在地 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田丑ヶ沢五の一〇

四 許可番号 青森県知事許可（般・一四）第一三四三八号

五 取消年月日 平成十七年十一月八日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、管、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年九月十四日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年十一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社ノムラクト東北

二 代表者の氏名 樋浦 兼司

三 主たる営業所の所在地 青森市橋本二丁目一九の三

四 許可番号 青森県知事許可（特・一三）第一五六〇八号

五 取消年月日 平成十七年十一月九日

六 取消しに係る建設業の許可

建築、鋼構造物、内装仕上工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年十月十五日前記建設業者が合併又は破産以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年十一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社川崎技興

二 代表者の氏名 川崎 英次

三 主たる営業所の所在地 上北郡横浜町字林ノ後一の一八

四 許可番号 青森県知事許可(般・一六)第五〇〇二二〇号

五 取消年月日 平成十七年十一月一日

六 取消しに係る建設業の許可

鉄筋工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年九月九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年十一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 セイヤ工業

二 氏名 清藤 真也

三 主たる営業所の所在地 上北郡下田町住吉一丁目五〇の二〇三六

四 許可番号 青森県知事許可(般・一六)第一六八九九号

五 取消年月日 平成十七年十一月七日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年九月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年十一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 ナオ設備工業

二 氏名 木村 直樹

三 主たる営業所の所在地 上北郡野辺地町字中道二三の二二

四 許可番号 青森県知事許可(般・一二)第一三九八二号

五 取消年月日 平成十七年十一月八日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、管、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年五月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭